

経済産業省

20161109貿局第3号
輸出注意事項28第31号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年11月15日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け・輸出注意事項62第11号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年12月15日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

（別紙）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）

改 正 後				現 行			
2－1－1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 (イ)～(ハ) (略)				2－1－1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 (イ)～(ハ) (略)			
輸出令 別表第 2の項	輸出令別表 第2中解釈 を要する語	解 釈		輸出令 別表第 2の項	輸出令別表 第2中解釈 を要する語	解 釈	
29～35	(略)			29～35	(略)		
35の3	附属書Ⅲ上 欄に掲げる 化学物質	(略)		35の3	附属書Ⅲ上 欄に掲げる 化学物質	(略)	
	化学物質の 審査及び製 造等の規制 に関する法 律(昭和48 年法律第 117号)第2 条第2項に 規定する第 一種特定化 学物質	(略)			化学物質の 審査及び製 造等の規制 に関する法 律(昭和48 年法律第 117号)第2 条第2項に 規定する第 一種特定化 学物質	(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		<u>ポリ塩化ナフタレン(塩素数 が二以上のものに限る。)</u> が使 <u>用されている以下の製品を含 む。</u>				<u>(新設)</u>	
		<u>①潤滑油及び切削油</u>					
		<u>②木材用の防腐剤、防虫剤及 びかび防止剤</u>					
		<u>③塗料(防腐用、防虫用又はか び防止用のものに限る。)</u>					
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	

		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		<u>ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている以下の製品を含む。</u> <u>①木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</u> <u>②防腐木材、防虫木材及びかび防止木材</u> <u>③防腐合板、防虫合板及びかび防止合板</u> <u>④にかわ</u>	
38～43	(略)		

		(略)	
		(略)	
		(略)	
		(略)	
		<u>(新設)</u>	
38～43	(略)		